## 福崎町の給与・定員管理等について

#### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 歳出額		実質収支	人件費	人件費率	(参考)	
	(27年1月1日)	A		В	B/A	平成25年度の人件費率	
平成	人	千円	千円	千円	%	%	
26年度	19,593	8,543,234	182,685	1,278,530	15.0	16.9	

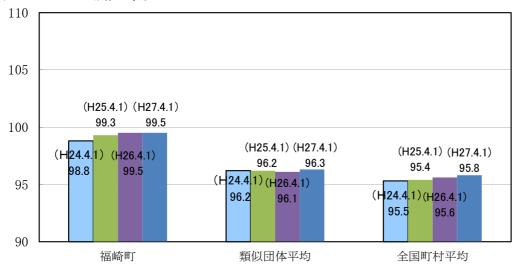
#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区	分	職員数		糸	合	与	費	ţ	
		A	給	料	職員手当	期末・勤勉手	当	計	В
平月		人		千円	千円	=	f用		千円
26年度		135	517,	678	84,734	188,090		790,5	02

(参考)一人あたり	(参考)類似団体平均				
給与費 B/A	一人当たり給与費				
千円	千円				
5,856	5,587				

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

## (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等 に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

#### [実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級(全号給)及び2級12号給までに 号給は引下げなし。3級以上の級の高位号給は最大4%引下げ。5級、6級に号給を増設した。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日)

# 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

	/											
区分	平均年	輪	平均給料月	額	平均給与月	額	平均給与月額					
	1.31	H-11.	1 - 3/14-11/3	HA.	1 · · 3/14 3 > 3	H2.	(国比較ベース) 338,670					
福崎町	40.0	歳	311,813	円	365,790	円	338,670	円				
兵庫県	44.4	歳	339,700	円	432,182	円	390,192	円				
国	43.5	歳	334,283	円	_		408,996	円				
類似団体	42.1	歳	313,189	円	367,674	円	339,563	円				

②技能労務職

Γ		100 100 110				公	務	員					民 間				参考
	区	区 分	平均年	三齢	平均経駒 年数	職員数	平均給料 (A)	·月額	平均給与	月額	平均給与 (国比較/ ス)		対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均経 験年数	平均給与月都 (B)	A/B
袑	5崎町		54.7	歳	34.4 年	11 人	340,918	円	361,542	円	349,636	円	-	_	_	_	_
	うち運	転員	54.9	歳	35.1 年	4 人	351,525	円	380,366	円	357,875	円	自家用乗用 自動車運転者	56.8 歳	年	244,200 円	1. 44
	うち給負	食調理員	55.6	歳	35.3 年	5 人	337,240	円	337,240	円	337,240	円	調理士	41.9 歳	年	261,100 円	1. 29
È	兵庫県		53.0	歳	- 年	550 人	335,200	円	400,005	円	368,982	円	_	_	_	-	_
[]			50.2	歳	- 年	2,994 人	289,141	円	_	円	328,318	円	ı	_	_	_	_
类	頁似団体	本	49.3	歳	年	10 人	288,149	円	310,714	円	299,358	円	_	_	_	_	

		参考								
	区 分	年収ベース(試算値)の比較								
		公務員 (C)		民間 (D)		C/D				
Г	福崎町	_		_		-				
	うち運転員	6,080,659	円	3,223,700	円					
	うち給食調理員	5,494,047	円	3,567,300	円					

#### (2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区	分	福崎町	兵庫県	玉
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	177,546 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	143,863 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	149,000 円	140,525 円	_
	中学卒	- 円	- 円	-

#### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	261,900 円	350, 300 円	366, 700 円	376, 700 円	
	高 校 卒	213, 900 円	297, 800 円	350, 300 円	366, 700 円	
技能労務職	高 校 卒	204,800 円	266, 200 円	300, 100 円	328, 000 円	
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

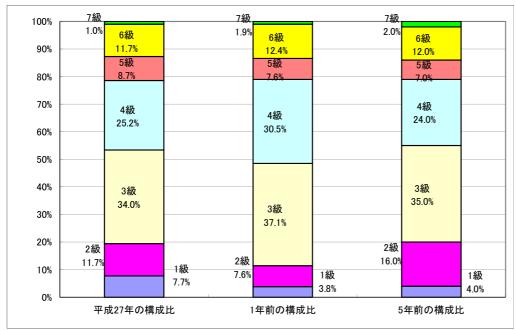
<sup>※</sup>民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24~26年の3ヶ年平均) ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給 された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(27年4月1日現在)

`	,	AND A STANK A SHARE WAS A SHARE WAS A SHARE A	<b>/-</b>	· - / / / - /		
区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7	級	技監	人	%	円	円
'	形义	坟監	1	1.0	360,100	442,600
6	級	課長•課参事	人	%	円	円
0	THE T	株文・ <u></u>	12	11.7	315,800	407,900
5	級	課長・課参事・副課長	人	%	円	円
5	形义	硃文·硃 <b>少</b> 尹·削硃文	9	8.7	285,000	390,700
4	VΠ	部 E '	人	%	円	円
4	級	課長補佐・係長・主査	26	25.2	258,300	378,700
3	級	校里一个木	人	%	円	円
3	形义	係長·主査	35	34.0	223,900	347,700
2	級	主事	人	%	円	円
4	THE T	土尹	12	11.7	187,700	301,900
1	如	主事	人	%	円	円
	1 級	土尹	8	7.7	137,600	244,900

- (注) 1 福崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年1月1日から、1級・2級を1級とし、3級を2級とし、4級・5級を3級とし、6級を4級とし、7級を5級とし、8級を6級とし、新たに7級を設けた新給料表に移行している。

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成26年度では昇給への勤務成績の反映は行わなかった。

# 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当(27年4月1日現在)

福崎町	兵庫県	玉									
1人当たり平均支給額(26年度)	1人当たり平均支給額(26年度)	<del></del>									
1,393 千円	1,879 千円										
(26年度支給割合)	(26年度支給割合)	(26年度支給割合)									
期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当									
2.60 月分 1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分	2.60 月分 1.50 月分									
( 1.45 ) 月分 ( 0.70 ) 月分	( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分	( 1.45 ) 月分 ( 0.70 ) 月分									
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)									
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置									
·役職加算 5~10%	·役職加算 5~20%	·役職加算 5~20%									
	·管理職加算 10~25%	·管理職加算 10~25%									

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

## 【参 考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成26年度では勤勉手当への勤務成績の反映は行わなかった。

#### (2) 退職手当(27年4月1日現在)

	福崎	奇町				玉							
(支給率)	自己都合		応募認	定•定年	(支給率)	自己都合		応募認定•	定年				
勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分	勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分				
勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分				
勤続35年	41.325	月分	49.590	月分	勤続35年	41.325	月分	49.590	月分				
最高限度額	49.590	月分	49.590	月分	最高限度額	49.590	月分	49.590	月分				
その他の加算措	置				その他の加算措置	置							
定年前早期退	職特例措置				定年前早期退	融特例措置							
(2%	~45%加算)				(2%	~45%加算)							
1人当たり平均支約	<b>給額</b> 12,163	千円	23,997	千円	1人当たり平均支給	額 -	千円	- 千円					

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

#### (3) 地域手当(27年4月1日現在)

	-/	· /U 11/							
支給実	支給実績(26年度決算)								
支給職員1人当たり		0	円						
支給対象地域	支給	率	支給対象職	員数	国の制度(支給率)				
全域	0	%	0	人	0	%			
地域手当補正後ラスパイレン	99.5								
(ラスパイレス指数)									

<sup>(</sup>注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、 地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

## (4) 特殊勤務手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算	章)			29	千円		
支給職員1人当たり平	均支給年額(26年度決算)			4,833	円		
職員全体に占める手	当支給職員の割合(26年度)		4.5	%			
手当の種類(手当数)			1				
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績(平成26年度決算)	左記職員に対する支	で 給単価			
感染症防疫作業手当	感染症の作業に係る場合支給	29,000円	日額1,000	円			

<sup>(</sup>注) 平成23年度から衛生業務手当、特殊現場作業手当、運転業務手当を廃止した。

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	33,875	千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	302	千円
支給実績(25年度決算)	31,520	千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	287	千円

<sup>(</sup>注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当(27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国制と異の同	国 制度と 異なる 内 容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者13,000円、配偶者がない場合の親族の1人目11,000円、その他の親族各6,500円、16~22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	I	13,097 千円	238,118 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	異なる	自宅は支給なし	6,026 千円	98,788 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1ヶ月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500~35,000円	異なる	交通用具 使用者上 限 31,600円	14,604 千円	118,728 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。 技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	異なる	職責に 応じた額 49,600円 ~88,500 円/月	17,104 千円	743,662 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、 当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200 円	同じ	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	1	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務すること を命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たり の給与額×(135/100~150/100)	同じ	_	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。26,000円+加算額	同じ	_	0 千円	0 円

# 5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

4 /2 4 1.54	TT IN	411 vJ v	<u> </u>	- 7	九1工/	_					
区	分				給	料月額等					
						(参考)類	似団体	における	最高/最低額		
町		長	830,000		円	854,0	000	円/	492,000	円	
			(	)	円						
副	町	長	673,000		円	710,	000	円/	468,000	円	
			(	)	円						
議		長	356,000		円	420,	000	円/	230,000	円	
			(	)	円						
副	議	長	265,000		円	360,	000	円/	180,000	円	
			(	)	円						
議		員	245,000		円	345,0	000	円/	157,000	円	
			(	)	円						
町		長	(26年度支給割合)								
副	町	長	4.05			月分					
議		長	(26年度支給割合)								
副	議	長	4.05			月分					
議		員									
			(算定方式)			(1期の手	当額)		(支給時	期)	
町		長				1,633	万円		任期毎		
副	町	長	   給料×勤続期間(月)×25/100	)		808	万円		任期毎		
	区町副議副議町副議副議町	区 分 町 副 町 議 副 議 職 職	区     町       副     議       副     議       町     職       町     職       町     職       町     職       職     財       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       長     長     長       日     長     長       日     長     長       日     日     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日       日     日     日     日       日     日     日     日       日     日     日     日       日 </td <td>区 分       日町 長 830,000 (         副 町 長 673,000 (       673,000 (         議 長 356,000 (       265,000 (         議 員 245,000 (       4.05         副 町 長 (26年度支給割合)       4.05         議 長 (26年度支給割合)       4.05         議 長 (26年度支給割合)       4.05         議 長 (26年度支給割合)       4.05         議 長 (3年度支給割合)       4.05         議 長 (3年度支給割合)       4.05         議 日 (3年度支給割合)       4.05         財 長 (3年度支給割合)       4.05</td> <td>区 分       830,000         間 町 長 673,000       ( )         議 長 356,000       ( )         副 議 長 265,000       ( )         議 員 245,000       ( )         町 長 (26年度支給割合)       ( )         副 町 長 (26年度支給割合)       ( )         副 議 長 (36年度支給割合)       ( )         副 議 長 (36年度支給割合)       ( )         財 ( )       ( )         財 ( )       ( )         財 ( )       ( )         財 ( )       ( )         財 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       <td< td=""><td>区分       給         町       長       830,000       円         (       ) 円         副町長       673,000       円         (       ) 円         議長       265,000       円         (       ) 円         議員       245,000       円         (       ) 円         町長       (26年度支給割合)         副町長       4.05         議長長       4.05         議長長       (算定方式)         町長給料×勤続期間(月)×41/100</td><td>区分     給料月額等       町 長</td><td>区分     給料月額等       町 長 830,000 円 854,000     (参考)類似団体 854,000       副 町 長 673,000 円 710,000     円 710,000       議 長 356,000 円 420,000     円 360,000       副 議 長 265,000 円 360,000     円 345,000       職 員 245,000 円 345,000     円 345,000       町 長 (26年度支給割合)     日 分       議 長 (26年度支給割合)     日 分       職 長 (第定方式)     (1期の手当額)       町 長 給料×勤続期間(月)×41/100     1,633 万円</td><td>区分     給料月額等       町 長 830,000 円 (573,000 円 ) 円 (710,000 円 )</td><td>区分     給料月額等       町 長 830,000 円 長 (***)類似団体における最高/最低額 854,000 円 492,000       副 町 長 673,000 円 710,000 円 468,000       議 長 356,000 円 420,000 円 230,000       副 議 長 265,000 円 360,000 円 180,000       ( ) 円 360,000 円 157,000       職 員 245,000 円 345,000 円 157,000       町 長 (26年度支給割合)       副 町 長 4.05 月分       議 長 (26年度支給割合)       副 議 長 (26年度支給割合)       副 議 長 (26年度支給割合)       副 議 長 (26年度支給割合)       長 (第定方式)     (1期の手当額) (支給時: 5年)       町 長 給料×勤続期間(月)×41/100 1,633 万円 任期毎</td></td<></td>	区 分       日町 長 830,000 (         副 町 長 673,000 (       673,000 (         議 長 356,000 (       265,000 (         議 員 245,000 (       4.05         副 町 長 (26年度支給割合)       4.05         議 長 (26年度支給割合)       4.05         議 長 (26年度支給割合)       4.05         議 長 (26年度支給割合)       4.05         議 長 (3年度支給割合)       4.05         議 長 (3年度支給割合)       4.05         議 日 (3年度支給割合)       4.05         財 長 (3年度支給割合)       4.05	区 分       830,000         間 町 長 673,000       ( )         議 長 356,000       ( )         副 議 長 265,000       ( )         議 員 245,000       ( )         町 長 (26年度支給割合)       ( )         副 町 長 (26年度支給割合)       ( )         副 議 長 (36年度支給割合)       ( )         副 議 長 (36年度支給割合)       ( )         財 ( )       ( )         財 ( )       ( )         財 ( )       ( )         財 ( )       ( )         財 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( )       ( )         日 ( ) <td< td=""><td>区分       給         町       長       830,000       円         (       ) 円         副町長       673,000       円         (       ) 円         議長       265,000       円         (       ) 円         議員       245,000       円         (       ) 円         町長       (26年度支給割合)         副町長       4.05         議長長       4.05         議長長       (算定方式)         町長給料×勤続期間(月)×41/100</td><td>区分     給料月額等       町 長</td><td>区分     給料月額等       町 長 830,000 円 854,000     (参考)類似団体 854,000       副 町 長 673,000 円 710,000     円 710,000       議 長 356,000 円 420,000     円 360,000       副 議 長 265,000 円 360,000     円 345,000       職 員 245,000 円 345,000     円 345,000       町 長 (26年度支給割合)     日 分       議 長 (26年度支給割合)     日 分       職 長 (第定方式)     (1期の手当額)       町 長 給料×勤続期間(月)×41/100     1,633 万円</td><td>区分     給料月額等       町 長 830,000 円 (573,000 円 ) 円 (710,000 円 )</td><td>区分     給料月額等       町 長 830,000 円 長 (***)類似団体における最高/最低額 854,000 円 492,000       副 町 長 673,000 円 710,000 円 468,000       議 長 356,000 円 420,000 円 230,000       副 議 長 265,000 円 360,000 円 180,000       ( ) 円 360,000 円 157,000       職 員 245,000 円 345,000 円 157,000       町 長 (26年度支給割合)       副 町 長 4.05 月分       議 長 (26年度支給割合)       副 議 長 (26年度支給割合)       副 議 長 (26年度支給割合)       副 議 長 (26年度支給割合)       長 (第定方式)     (1期の手当額) (支給時: 5年)       町 長 給料×勤続期間(月)×41/100 1,633 万円 任期毎</td></td<>	区分       給         町       長       830,000       円         (       ) 円         副町長       673,000       円         (       ) 円         議長       265,000       円         (       ) 円         議員       245,000       円         (       ) 円         町長       (26年度支給割合)         副町長       4.05         議長長       4.05         議長長       (算定方式)         町長給料×勤続期間(月)×41/100	区分     給料月額等       町 長	区分     給料月額等       町 長 830,000 円 854,000     (参考)類似団体 854,000       副 町 長 673,000 円 710,000     円 710,000       議 長 356,000 円 420,000     円 360,000       副 議 長 265,000 円 360,000     円 345,000       職 員 245,000 円 345,000     円 345,000       町 長 (26年度支給割合)     日 分       議 長 (26年度支給割合)     日 分       職 長 (第定方式)     (1期の手当額)       町 長 給料×勤続期間(月)×41/100     1,633 万円	区分     給料月額等       町 長 830,000 円 (573,000 円 ) 円 (710,000 円 )	区分     給料月額等       町 長 830,000 円 長 (***)類似団体における最高/最低額 854,000 円 492,000       副 町 長 673,000 円 710,000 円 468,000       議 長 356,000 円 420,000 円 230,000       副 議 長 265,000 円 360,000 円 180,000       ( ) 円 360,000 円 157,000       職 員 245,000 円 345,000 円 157,000       町 長 (26年度支給割合)       副 町 長 4.05 月分       議 長 (26年度支給割合)       副 議 長 (26年度支給割合)       副 議 長 (26年度支給割合)       副 議 長 (26年度支給割合)       長 (第定方式)     (1期の手当額) (支給時: 5年)       町 長 給料×勤続期間(月)×41/100 1,633 万円 任期毎	

<sup>(</sup>注) 1 給料及び報酬の() 内は、減額措置を行う前の金額である。

<sup>2</sup> 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

<sup>3</sup> 平成26年度から、町長、副町長、教育長の期末手当の役職加算(基礎額の10%)カットを廃止した。

# 6 職員数の状況

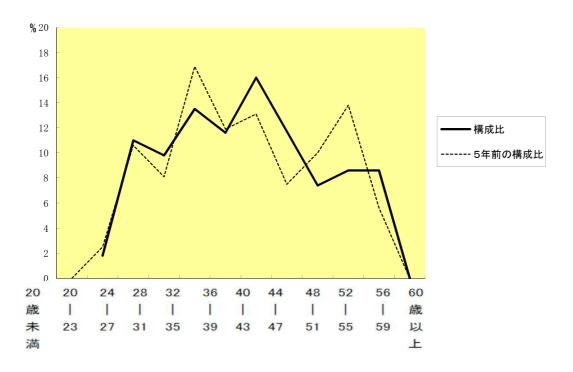
# (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	<del>}</del>	職員	 員数	対前年	(各年4月1日現在)
部門	F			平成26年	平成27年	増減数	主な増減理由
		議	会	3	3	0	
		総	務	32	31	△ 1	商工部門へ
		税	務	8	8	0	
		民	生	41	48	7	教育部門から
	般行政部門     **       普通会計部門     **		生	11	10	△ 1	非常勤職員化
			水 産	10	9	△ 1	土木部門へ
			エ	2	3	1	総務部門から
毒			木	13	14	1	農林水産部門から
会							〈参考〉
計部			Ħ	120	126	6	人口1万人当たり職員数 64.31 人
門							(類似団体の人口1万人当たり職員数 69.01 人 )
	教	育 部	門	37	30	△ 7	
	消	防 部	門	0	0	0	
							〈参考〉
		小 計		157	156	△ 1	人口1万人当たり職員数 79.62 人
							( 類似団体の人口1万人当たり職員数 86.82 人 )
公	水		道	5	7	2	1人を非常勤職員化、1人を水道部門へ
公 営 企会	下	水	道	8	7	△ 1	水道部門へ
業計等部	そ	Ø	他	10	9	△ 1	非常勤職員化
寺部 門		小 計		23	23	0	
	!						〈参考〉
	合	計		180	179	△ 1	人口1万人当たり職員数 91.36 人
				[ 200 ]	[ 200 ]		
(注) 1				<b>▲</b>   			

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況(27年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		}	}	>	₹	}	}	}	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
概貝数		3	18	16	22	19	26	19	12	14	14		163

## (3) 職員数の推移

年度 部門別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	118	116	118	121	120	126	8 ( 6.8 % )
教育	38	39	36	37	37	30	△8( △21.1 % )
普通会計計	156	155	154	158	157	156	0 ( 0.0 % )
公営企業等会計計	26	26	26	24	23	23	△ 3 ( △ 11.5 % )
総合計	182	181	180	182	180	179	△3(△1.6%)

<sup>(</sup>注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

# 7 公営企業職員の状況

# (1) 水道事業 ① 職員給与費の状況 ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	平成25年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
平成	千円	千円	千円	%	%
26年度	328,687	57,989	33,054	10.1	15.5

区分	職員数	糸	合	与	一人当たり		
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
平成	人	千円	千円	千円	千円	千円	
26年度	4	15,120	5,089	7,539	27,748	6,937	

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 6,219

#### イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (27年4月1日現在)

区 分	平均年齢		基本給		平均月収額		
福崎町	39.00	歳	305,620	円	505,244	円	
市町村平均 (政令指定都市を除く)	44.9	歳	348,021	円	517,229	円	

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(27年4月1日現在)

福崎町水道事業		福崎町(一般行政職)					
1人当たり平均支給額(26年度)		1人当たり平均支給額(26年度)					
1,885	千円	1,393 千円					
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)					
期末手当 勤勉手当		期末手当勤勉手当					
2.60 月分 1.50	月分	2.60 月分 1.50 月分					
(1.45 ) 月分 (0.70	) 月分	( 1.45 ) 月分 ( 0.70 ) 月分					
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)					
職制上の段階、職務の級等による加算技	<b>昔置</b>	職制上の段階、職務の級等による加算措置					
·役職加算 5~10%		·役職加算 5~10%					

<sup>(</sup>注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

## イ 退職手当(27年4月1日現在)

	福崎町	水道事業	Š		福崎町(一般行政職)							
(支給率)	自己都合		勧奨·定年		(支給率)	自己都合		勧奨·定年				
勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分	勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分			
勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分			
勤続35年	41.325	月分	49.590	月分	勤続35年	41.325	月分	49.590	月分			
最高限度額	49.590	月分	49.590	月分	最高限度額	49.590	月分	49.590	月分			
その他の加算措	置				その他の加算措置							
定年前早期退	職特例措置				定年前早期退	職特例措置						
(2%~45%加算)			(2%~	~45%加算)								
1人当たり平均支約	合額 -	千円	手門		1人当たり平均支給額	頁 -	千円	- 千円				

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当(27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)					0	千円
支給職員1人当たり	支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)					円
支給対象地域	支給率	玄	支給対象職	員数	国の制度(	支給率)
全域	0	%	0	人	0	%

<sup>(</sup>注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

#### 工 特殊勤務手当

支給実績(26年度決算)	0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	0.0	%

<sup>(</sup>注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

#### 才 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	2,166	千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	722	千円
支給実績(25年度決算)	2,755	千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	551	千円

<sup>(</sup>注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## カ その他の手当(27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支 給。配偶者13,000円、配偶者がない場合の親族 の1人目11,000円、その他の親族各6,500円、 16~22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	_	1,083 千円	270,750 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	-	384 千円	128,000 円
通勤手当	通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1ヶ月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500~35,000円	同じ	_	612 千円	153,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課参事 13/100、副課長12/100	同じ	-	844 千円	843,948 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、 当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200 円	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	_	0 千円	0 円
休日出勤手当	休日において正規の勤務時間中に勤務すること を命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たり の給与額×(135/100~150/100)	同じ	-	0 千円	0 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶 者と別居し単身で生活することを常況とする職員に 対して支給。26,000円+加算額	同じ	_	0 千円	0 円

# (2) 工業用水道事業 ① 職員給与費の状況 ア 決算

 レヘチ	•				
区 分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		質収支		職員給与費比率	25年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
平成	千円	千円	千円	%	%
26年度	34,429	8,762	9,299	27.0	36.4

区分	職員数	糸	合	与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
平成	人	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	1	4,466	1,009	2,239	7,714	7,714

<sup>(</sup>参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,194

## イ 特記事項

## ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(27年4月1日現在)

区分	平均年齢		基本給		平均月収額		
福崎町	44.5	歳	378,300	円	464,696	円	
市町村平均 (政令指定都市を除く)	43.4	歳	345,522	円	519,450	円	

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。

#### ア 期末手当・勤勉手当(27年4月1日現在)

福崎町工業用			福峰	奇町(一角	投行项	女職)					
1人当たり平均支給額(20	6年度)			1人当7	たり平:	均支	給額(20	6年度	(1)		
2,239			千円			1	,393				千円
(26年度支給割合)				(26年月	度支給	割台	子)				
期末手当	期末手当勤勉手当			其	期末手	当		勤	勉手	á	
2.60 月分	1.50		月分		2.60		月分		1.50		
(1.45 ) 月分	( 0.70	)	月分	(	1.45	)	月分	(	0.70	)	月分
(加算措置の状況)				(加算指	昔置の	状沙	元)				
職制上の段階、職務の級等	による加算	措置	Ė	職制上の	の段階	、職	務の級等	による	加算措	置	
·役職加算 5~10%				<ul><li>役職</li></ul>	加算	5~	10%				

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

## イ 退職手当(27年4月1日現在)

福崎町工業用水道事業						福崎町(一	般行政職)		
(支給率)	自己都合		勧奨·定年		(支給率)	自己都合		勧奨•定年	
勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分	勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分
勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分
勤続35年	41.325	月分	49.590	月分	勤続35年	41.325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.590	月分	最高限度額	49.59	月分	49.59	月分
その他の加算措	置				その他の加算措置	t			
定年前早期退	職特例措置				定年前早期退	:職特例措置			
(2%	~45%加算)				(2%~	~45%加算)			
1人当たり平均支約	合額 -	千円	千円	1	1人当たり平均支給額	預 -	千円	- 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した全職種の職員に支給された平均額である。

## ウ 地域手当(27年4月1日現在)

支給実		0	千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)					0	円
支給対象地域	支給率	支給率 支給対象職員			国の制度(	支給率)
全域	0 % 0			人	0	%

<sup>(</sup>注) 平成21年度から地域手当の制度を廃止した。

#### 工 特殊勤務手当

支給実績(26年度決算)	0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	0.0	%

(注) 平成23年度から休日当番手当を廃止した。

## 才 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	517	千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	517	千円
支給実績(25年度決算)	183	千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	183	千円

## カ その他の手当(27年4月1日現在)

内容及び支給単価	一般行 政職の 制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養親族を有する職員に生計費の一助として支 給。配偶者13,000円、配偶者がない場合の親族 の1人目11,000円、その他の親族各6,500円、 16~22歳の子に対する加算各5,000円	同じ	-	432 千円	432,000 円
住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円	同じ	I	0 千円	0 円
通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1ヶ月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500~35,000円	同じ	I	60 千円	60,000 円
		_	0 千円	0 円
宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、 当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200 円	同じ	-	0 千円	0 円
正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	_	0 千円	0 円
休日において正規の勤務時間中に勤務すること を命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たり の給与額×(135/100~150/100)	同じ	_	0 千円	0 円
公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶 者と別居し単身で生活することを常況とする職員に 対して支給。26,000円+加算額	同じ	_	0 千円	0 円
	内容及び支給単価  扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者13,000円、配偶者がない場合の親族の1人目11,000円、その他の親族各6,500円、16~22歳の子に対する加算各5,000円  住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円  通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1ヶ月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500~35,000円  管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職 19/100、課長及びこれに相当する職 17/100、課券事 13/100、副課長12/100  宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円  正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務として手後10時から翌日の午前5時までの間に勤務として大銀0時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×(135/100~150/100)  公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に	内容及び支給単価	内容及び支給単価  内容及び支給単価  大養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者13,000円、配偶者がない場合の親族の1人目11,000円、その他の親族各6,500円、16~22歳の子に対する加算各5,000円  住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額27,000円、自宅に居住する世帯主である職員に2,500円  通勤に要する経費を補助するために運賃等相当額を支給。交通機関利用者1ヶ月当たりの支給限度額55,000円、交通用具利用者3,500~35,000円  管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給。技監20/100、町参事職19/100、課長及びこれに相当する職17/100、課参事13/100、副課長12/100  宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,200円  正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100  休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給勤務1時間当たりの給与額×(135/100~150/100)  公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に同じ	内容及び支給単価